

令和4年9月20日
神奈川県社協生活支援課

コロナ特例貸付の受付期間終了に伴う対応について

①申請書類の送付を希望される場合について

新規に申請書類の送付を希望される方には、令和4年9月30日が受付期限であることが分かるように、送付希望の連絡があった際に口頭で伝える、案内文に明記するなど、期限があることを申請される方にしっかりと理解していただけるような案内をお願いいたします。

受付期限直前に申請書類を送る際は、特に注意してください。

②申請書類の受理について

本会ホームページで令和4年9月30日の消印有効と案内していますが、市区町村社協に届いた申請書類の消印がこの日であれば問題ありません。

また、市区町村社協のポストに直接投函される方もいるかもしれません。週明けの10月3日の朝にポストをご確認いただき、消印のない申請書類があった場合には、申請期限内に受理したのものと対応いただいてもかまいません。

③期限内に申請はあったが、不備があった場合について

受付期限内に届いている場合は、申請書類に不備があっても、期限内に受付したのものと対応し、不備が解消され次第、速やかに本会まで送付してください。

なお、申請者に連絡がつかない場合など、不備の解消に時間がかかる場合には、不備が解消していなくてもかまいませんので、申請書類を長期間にわたり保管せずに本会まで送付してください。その場合には、不備連絡の状況等がわかるようにしていただくようお願いいたします。

④受付期限後の対応について

<期限内に相談があった場合>

市区町村社協に期限内に相談があり、申請書類の提出が間に合わなかった場合、貸付の必要性を鑑み、本会でも対応を検討しますので、期限内に相談があった際はその旨がわかるようにして、本会まで送付してください。

<期限後に相談があった場合>

市区町村社協に期限後に相談があった場合には、申請受付期間が終了していることを伝えてください。伝えただけで、なおも申請を希望する場合には、申請書類を受理してかまいませんが、本会に送付する際は、受付期限後の受理であることがわかるようにしてください。本会に送付することで、貸付が決定すると誤解されることのないよう注意してください。

⑤本則での対応について

今般の特例貸付は、コロナ禍の影響を受けた特例措置として行われたものですが、生活福祉資金貸付制度の認識が社会的に広まっており、特例貸付が終了しても、同じような条件で本則の生活福祉資金が借りられると誤解される相談者がいると思われま

す。特例貸付の業務のみに従事された相談員、担当職員の方もおられると思いますが、本則と特例貸付では、要件や手続き等が異なる制度であることを今一度ご確認いただき、相談者にも十分説明を行い、適切に貸付事務を行っていただくようお願いいたします。

⑥10月以降の生活困窮者への対応について

特例貸付は9月30日で受付終了となりますが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金および住居確保給付金の特例措置（再支給および職業訓練受講給付金との併給）については、申請期限が本年12月末まで延長されます。対象となる場合は、適切に各窓口におつなぎいただくようお願いいたします。（対象者の要件については、恐れ入りますが、各窓口にご確認ください。）

また、本則での貸付が困難な場合であっても、状況に応じて、市区町村社協における関係部署や自立相談支援機関、福祉事務所、ハローワーク等と連携・協働しながら、生活困窮者の生活再建に向けた支援が行われるようお願いいたします。

⑦その他

10月以降に特例貸付制度に関する苦情・問合せがあった際は、厚生労働省が設置している「生活福祉資金貸付相談コールセンター」（TEL：0120-46-1999、受付時間：平日9時～17時）において、引き続き対応していただくこととしておりますので、その旨を相談者にお伝えください。